

## 「オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当社では、オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等について、その要綱を本年9月27日に公表し、10月27日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	・フレックス限月取引は他の上場デリバティブ取引と異なり、J-GATEを通じた取引ではなくTargetで申請を行うこととなっているが、Targetは自社のシステムと接続できないため、ブッキング、ポジション、リスク等の管理にかかる作業が別途必要となる。早い段階（できれば初日から）でJ-GATEでの対応又はAPIで対応ができるようにしていただきたい。	※フレックス限月取引は、店頭オプション取引に係るニーズを満たすことのできる新しい上場オプション取引の仕組みとして導入するものであり、その商品特性及び取引ニーズに鑑み今回の導入に際してはTargetで申請をいただく方式としています。 ※ただし、取引参加者を含む市場参加者における利便性の向上は取引の活性化のためにも重要であり、導入後の取引状況等を勘案し、対応について検討させていただきます。
2	・日経平均オプションの取引換算額を、日経225miniの取引単位と同一にしたい。リスクヘッジが容易となることで、取引がしやすくなる。	※いただいたご意見は、今後の制度見直しの際の参考とさせていただきます。

提出者：1=モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、2=個人

なお、「Ⅱ. フレックス限月取引の概要」の別表「フレックス限月取引の値段の単位等」の値幅に関連して要綱を一部修正いたします。その他につきましては原案どおりといたします。

以 上